

平成 27 年 1 月 27 日
過重労働等撲滅チーム

過重労働等撲滅チーム検討結果報告書

I 新たな取組①（平成 27 年 1 月から実施）

1 月 100 時間超の残業が行われている事業場等に対する監督指導の徹底

- (1) 各種情報から月 100 時間を超える長時間労働が行われていると考えられる事業場、過労死等に係る労災請求が行われた事業場であって過重労働が現在も行われているおそれのあるものに対し、監督指導を徹底する。

2 インターネットによる情報監視（サイバーパトロール）

- (1) インターネット上の求人情報や書き込み等(高収入を謳うもの、求人を繰り返し行うものなど)を監視することを通じて、過重労働等の労働条件に問題があると考えられる事業場に係る情報を収集する。
- (2) 情報は、事業場を管轄する労働基準監督署へ提供し、監督指導等に活用する。
- (3) 平成 27 年度から本格的に実施するため、試行的に実施中。

3 メンタルヘルス対策の強化

- (1) 改正労働安全衛生法により、平成 27 年 12 月よりストレスチェック制度が施行され、事業者にもストレスチェックの実施、労働者からの申出による面接指導の実施等が義務付けられることから、制度の周知等を適切に実施し、メンタルヘルスの一層の向上を目指す。
- (2) 産業保健総合支援センター等におけるストレスチェック及び面接指導等を行う医師、保健師等に対する研修の実施に向けて、国の委託事業により、テキスト作成・講師養成を実施する。

Ⅱ 新たな取組②（平成 27 年度実施）

1 監督指導・捜査体制の強化【若者チーム】

(1) 都道府県労働局長による経営トップに対する是正指導

実施した監督指導のうち、著しい過重労働の実態と関係法令違反が認められた大企業等について、都道府県労働局長から経営トップに対して是正指導する。

(2) 捜査専従チームの新設（常設）

① 東京労働局及び大阪労働局に、過重労働に係る大規模事案・困難事案等に対応するため、捜査専従チームを新設する。

② 専従チームの名称は、国民に受け入れられやすいものとする。

2 過重労働に係る情報収集の強化【若者チーム】

(1) 関係機関等との連携の強化

地方公共団体の労働関係部署や大学等の就職相談窓口と連携し、過重労働等の労働条件に問題があると考えられる事業場に係る情報収集の仕組みを確立する。

(2) 労働基準関係情報メール窓口による情報収集

労働基準関係情報メール窓口で得られる情報の入力項目に過重労働に係る情報を追加する（システム改修が必要）。

3 メンタルヘルス対策の強化

(1) 電話相談窓口の新設

メンタルヘルス不調及び過重労働による健康障害等に関する労働者等からの相談に対応する電話相談窓口を新たに開設し、メンタルヘルス不調の未然防止を図る。

(2) メール相談窓口の更なる周知

ポータルサイト「こころの耳」において、事業者、産業保健スタッフ、労働者等からのメール相談窓口（平成 26 年度開設。）を設けていることについて更なる周知を図る。

4 過重労働等撲滅に向けたパンフレット等の作成【若者チーム】

(1) 使用者向けパンフレット（過重労働に係る送検事例、裁判事例、労災認定事例等から構成）を作成する。

(2) 作成したパンフレットの電子媒体を厚生労働省メールマガジンや労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう 労働条件」等により、広く周知する。

- (3) 労働基準監督署のみならず、公共職業安定所においてもパンフレット等の配布等を行い、都道府県労働局全体の取組として社会に発信する。

Ⅲ 現行の取組について

これまで実施してきた下記の取組は、本年度における実施状況を検証の上、その結果を反映させた上で継続する。

- | |
|-------------------------------------|
| 1 重点監督の実施 |
| 2 相談「労働条件相談ほっとライン」（夜間や休日対応） |
| 3 労使団体への要請 |
| 4 過労死等の防止に向けた取組（シンポジウム・セミナー） |
| 5 情報発信「労働条件に関する総合情報サイト『確かめよう 労働条件』」 |

Ⅳ その他

- (1) 特別条項付き 36 協定を届け出た事業場に係る情報管理を、労働基準監督機関で使用しているシステムにより実施する必要性について、引き続き検討する。
- (2) 月 100 時間超の残業が行われている事業場等に対する監督指導結果の公表に関し、その方法、頻度等について、検討する。